

掛川市規則第12号

掛川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成21年掛川市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第78条の2第1項」の次に「（第78条の2の2の規定による特例を含む。次項において同じ。）」を加える。

第6条中「第78条の12」の次に「、同条において読み替えて準用する第70条の2第4項」を加える。

様式第1号（その2）中

「

フリガナ					
名称					
事業所の所在地	〒				
連絡先	電話番号		FAX		
法人の種別			所轄庁		
代表者	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所			職名	

」

を

「

申請者	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地	〒				
	連絡先	電話番号		FAX		
	法人の種別			所轄庁		
	代表者	氏名		生年月日	年 月 日	
住所				職名		

」

に改め、同様式（その3）中

フリガナ				
名称				
主たる事務所の所在地	〒			
連絡先	電話番号		F A X	
法人の種別			所轄庁	
代表者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			職名

を

申 請 者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	〒			
	連絡先	電話番号		F A X	
	法人の種別			所轄庁	
	代表者	氏名		生年月日	年 月 日
住所				職名	

に改め、同様式（その4）中

フリガナ				
名称				
主たる事務所の所在地	〒			
連絡先	電話番号		F A X	
法人の種別			所轄庁	
代表者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			職名

を

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	〒				
	連絡先	電話番号		FAX		
	法人の種別				所轄庁	
	代表者	氏名			生年月日	年 月 日
住所					職名	

に改める。

様式第2号（その1）中

7	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	
8	運営規程	
9	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関については、その名称及び当該歯科医療機関との契約内容）	
10	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制	
11	併設施設がある場合は、併設施設の状況等	
12	本体施設の概要、本体施設との移動経路等（地域密着型介護老人福祉施設の場合）	

を

7	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
8	運営規程	
9	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関については、その名称及び当該歯科医療機関との契約内容）	
10	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制	
11	併設施設がある場合は、併設施設の状況等	
12	本体施設の概要、本体施設との移動経路等（地域密着型介護老人福祉施設の場合）	
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

に改め、同様式（その2）中

7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	
8	運営規程	

を

7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
8	運営規程	
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

に改める。

様式第5号（その2）中

フリガナ				
名 称				
事業所の所在地	〒			
連 絡 先	電話番号		F A X	
法人の種別			所轄庁	
代 表 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			職名

を

申 請 者	フリガナ				
	名 称				
	事業所の所在地	〒			
	連 絡 先	電話番号		F A X	
	法人の種別			所轄庁	
	代 表 者	氏 名		生年月日	年 月 日
住 所				職名	

に改め、同様式（その3）中

フリガナ				
名 称				
主たる事務所の所在地	〒			
連 絡 先	電話番号		F A X	
法人の種別			所轄庁	
代 表 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			職名

を

申 請 者	フリガナ 名 称					
	主たる事務 所の所在地	〒				
	連 絡 先	電話番号		F A X		
	法人の種別			所 轄 庁		
	代 表 者	氏 名			生年月日	年 月 日
住 所					職名	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。